

「エシカル消費自主宣言」募集要領

より良い社会の実現に向けて、消費者の間で「環境」、「人や社会」、「地域」に配慮した消費行動「エシカル（倫理的）消費」への関心が高まっています。

エシカル消費の普及・浸透・定着のためには、消費者の消費行動と、商品やサービスを提供（購入）する事業者や団体による取組が相乗的に行われることが重要です。

消費者が商品やサービスを選択する際に「品質」「価格」「安全性」だけでなく、「エシカル（倫理）」を尺度にすることができる社会の実現に向けて、事業者及び団体における「エシカル消費の推進への思い（宣言）」と「取組等」を貴社等が所管するウェブサイト等で公表してください。

1 募集期間

平成29年7月7日（金）から（随時募集）

2 対象

所在地が徳島県内の事業者及び団体
（県外に本店を有する事業者等の営業所等も可）

3 事業者宣言ページの項目

（1）自主宣言 【必須】

- ① 貴社・貴団体における「エシカル消費の推進への思い」を宣言にしてください。（宣言にかかる定められた様式や文字数の制限はありません。自由記述です。）

以下のような場合、次の内容を「自主宣言」に換えることができます。

既存のウェブページにおける「企業理念」「経営理念」「事業理念」「事業概要」等の、全部もしくは一部が自主宣言に相当する場合。一部が相当する場合は、どの部分が該当するか、具体的にお示ください。

- ② 提出様式の1にURLを記入してください。※1

※1 自社のウェブサイトをお持ちでない場合は、電子媒体（PDFファイル）による提出も受け付けています。電子媒体での提出の場合、提出された電子媒体を徳島県ウェブサイトに掲載します。

<「自主宣言」の記載例>

【記載例1】（「エシカル消費全般」にかかる宣言）

私たちは、商品を生産・流通させる過程において、「環境」、「人や社会」、「地域」に配慮することに努め、消費者が商品やサービスを選択する際に「品質」「価格」「安全性」だけでなく、「エシカル（倫理）」を尺度にすることができる社会の実現に向け、「エシカルな事業」を推進することを、ここに宣言します。

【記載例 2】 「環境」にかかる宣言

私たちは、環境問題が将来にわたる長期的な問題であることを理解し、事業のあらゆる場面において、環境負荷の低減に努め、持続可能な社会の実現に貢献しながら、消費者に対してエシカルで良質な商品・サービスを提供して参ります。

(2) 取組及び実績

- ① 貴社・貴団体で行っているエシカル消費を取り入れた取組（または今後新たに取り組む予定の取組）や、宣言に基づき実施した「事業等の実績」を記載するウェブページを作成してください。*2

*2 「取組」や「事業実績」を記載した既存のウェブページが存在する場合は、当該ページをもって換えることができます。

- ② 現時点で「取組」や「事業実績」を公表している場合は、申請様式の 2 に URL を記入してください。*3

*3 現時点で「取組」や「事業実績」を公表していない場合は、公表した時点で、別途 URL をご連絡ください。

< 「取組及び実績」の記載例 >

「自主宣言」の内容に基づく「具体の取組内容」や、「実施した事業の実績」等を掲載してください。

- 地球環境への負荷が少ない商品・サービスの使用や提供
（温暖化防止・生物多様性保全等）
- 持続可能な管理により生産された木材や水産物を使用した商品・サービスの使用や提供
- 発展途上国に対する児童労働や労働搾取のない、生産者を支援する仕組みの元に作られた商品（フェアトレード製品）の使用や提供
- 環境や地域の課題に対し CSR を考慮して行う投資や寄付
- 地域の農林水産物を利用した商品・サービスの使用や提供
※ 地産地消など
- 障がいのある方の力を引き出した商品・サービスの使用や提供
- 伝統産業や文化を守る商品・サービスの使用や提供
- 被災地の支援につながる商品の使用や提供
- イベント・講演会等の開催によるエシカル消費の普及啓発 など

※「取組及び実績」の内容について、お問い合わせさせていただく場合があります。
ご協力ください。

3 その他留意事項

- (1) 提出いただいた宣言は、徳島県ウェブサイトに掲載いたします。
(順次公表予定)
- (2) 優良な取組や実績は、今後の県主催のイベント等において事例紹介を行ったり、表彰等の対象となります。
- (3) 宣言後、「取組及び実績」が掲載・更新されない場合（原則1年程度）は、徳島県ウェブサイトでの掲載を予告なく取りやめる場合があります。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する事業者の自主宣言は、徳島県ウェブサイトに掲載いたしません。また、掲載後に該当することが判明した場合は、その時点で、徳島県ウェブサイトへの掲載を取りやめます。

- ① 消費者関連法令に関して、自主宣言掲載時点までの過去1年間のうちに不利益処分等を受けた場合、若しくは不利益処分等の終了後1年を経過していない場合、又は、自主宣言掲載後に不利益処分等を受けた場合
- ② 反社会的勢力と関係を有する場合
- ③ 公序良俗に反する行為を行った場合
- ④ エシカル消費と認められない取組と判断した場合

- (5) 本事業の目的を損なう行為や虚偽の記載が疑われるような場合は、確認のためにヒアリング等を実施させていただくことがあります。